

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年6月19日

京都市長 榊 本 頼 兼

## 京都市規則第22号

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条の4各号列記以外の部分中「第2条第3項ただし書の」を「第2条第3項ただし書に規定する」に改め、「の各号」を削り、同条を第2条の5とする。

第2条の3の次に次の1条を加える。

(就業の場所から勤務場所への移動等)

第2条の4 条例第2条第2項第2号に規定する市長が定める就業の場所から勤務場所への移動は、次に掲げる移動とする。

- (1) 1の勤務場所から他の勤務場所への移動
- (2) 次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動

ア 労働者災害補償保険法第3条第1項の適用事業に係る就業の場所

イ 国家公務員災害補償法第1条第1項に規定する職員の勤務場所

ウ その他勤務場所並びにア及びイに掲げる就業の場所に類するもの

2 条例第2条第2項第2号に規定する職員に関する法令の規定に違反して就業している場合として市長が定める場合は、次に掲げる法令の規定に違反している場合とする。

- (1) 地方公務員法第38条第1項
- (2) 前号に掲げる法令の規定に類する法令の規定

3 条例第2条第2項第3号に規定する市長が定める要件は、同号に掲げる移動が、単身赴任手当の支給を受ける地方公務員災害補償法第2条第1項第1号に掲げる者

と均衡上必要があると認められる職員により行われるものであることとする。

第7条の2各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第8条の見出し中「身体障害」を「障害」に改め、同条中「身体障害」を「障害」に、「等級」を「障害等級」に改める。

第11条の3第1項中「減ずる」を「減じる」に改め、同条第2項中「身体障害」を「障害」に改める。

第16条本文中「身体障害」を「障害」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第2号イ、同項第3号及び同項第4号ウ中「身体障害」を「障害」に改め、同条第3項中「足る」を「足りる」に改める。

第19条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第19号までを1号ずつ繰り上げ、第20号を削る。

第20条第1項中「身体障害」を「障害」に改める。

第20条の2第1項中「身体障害」を「障害」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第3項ただし書中「よって」を「より」に改める。

第20条の3第1項中「身体障害」を「障害」に改める。

第20条の4第1項及び第4項中「身体障害」を「障害」に、「等級」を「障害等級」に改める。

第20条の5第1項中「身体障害」を「障害」に改める。

第20条の7を削る。

第21条第1項第3号中「よって」を「より」に改め、同条第2項第4号中「38,000円」を「39,000円」に改める。

第21条の5中「身体障害の等級」を「傷病等級」に改め、「の各号」を削る。

第21条の6第1項各号列記以外の部分中「身体障害の等級」を「障害等級」に改め、「の各号」を削り、同条第2項中「当該障害補償に係る身体障害の等級」を「当該障害補償に係る障害等級」に、「応ずる」を「応じる」に、「当該傷病特別支給金に係る身体障害の等級」を「当該傷病特別支給金に係る傷病等級」に改める。

第21条の7第1項第3号中「等級の身体障害」を「障害等級の障害」に改める。

第21条の8中「の身体障害」を「の障害」に、「よる身体障害」を「よる障害」に、「身体障害の等級」を「障害等級」に改める。

第21条の9第1項第1号イ中「12,000,000円」を「11,300,000円」に改め、同項第2号イ中「8,400,000円」を「7,900,000円」に改め、同項第3号イ中「4,800,000円」を「4,500,000円」に改める。

第21条の10各号列記以外の部分中「身体障害の等級」を「傷病等級」に改め、「の各号」を削る。

第21条の11各号列記以外の部分中「身体障害の等級」を「障害等級」に改める。

第21条の13第3項第1号中「係る身体障害の等級」を「係る障害等級」に、「当該身体障害の等級」を「当該障害等級」に改める。

第21条の14第1項各号列記以外の部分中「身体障害」を「障害」に、「一」を「いずれか」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「よって」を「より」に改め、「の各号」を削り、同項各号中「身体障害」を「障害」に改め、同条第4項及び第8項中「よって」を「より」に改める。

第21条の15を削り、第21条の16を第21条の15とし、第21条の17を第21条の16とし、第21条の18を第21条の17とする。

第31条の表中

「

年金証書	第13条関係	第15号様式
------	--------	--------

を削り、「身体障害の現状報告書（傷病補償年金関係）」を「障害の現状報告書（傷病補償年金関係）」に、「第16号様式」を「第15号様式」に、「身体障害の現状報告書（障害補償年金関係）」を「障害の現状報告書（障害補償年金関係）」に、「第17号様式」を「第16号様式」に、「第18号様式」を「第17号様式」に、「第19号様式」を「第18号様式」に改め、

在宅介護のための住宅に関する事業申請書	第22条関係	第20号様式
身体障害者用自動車に関する事業申請書		

を削り、「第21号様式」を「第19号様式」に、「第22号様式」を「第20号様式」に、「第23号様式」を「第21号様式」に改める。

附則第6項及び第17項中「身体障害」を「障害」に改める。

別表第3 1及び2中「身体障害」を「障害」に、「等級」を「障害等級」に改める。

第5号様式注以外の部分中「身体障害の部位」を「障害の部位」に、「の身体障害」を「の障害」に、「身体障害の等級」を「障害等級」に改め、同様式注2中「身体障害」を「障害」に、「該当等級」を「該当する障害等級」に改め、同注5中「よって」を「より」に改める。

第6号様式注以外の部分中「身体障害の部位」を「障害の部位」に、「の身体障害」を「の障害」に、「身体障害の等級」を「障害等級」に改め、同様式注2中「身体障害」を「障害」に、「該当等級」を「該当する障害等級」に改める。

第8号様式注2中「よって」を「より」に改め、同注3中「身体障害」を「障害」

に改め、同注8(3)中「よって」を「より」に、同注8(5)及び(7)中「身体障害」を「障害」に改める。

第12号様式注以外の部分中「身体障害」を「障害」に改め、同様式注2中「身体障害」を「障害」に、「該当等級」を「該当する障害等級」に改め、同注3中「応ずる」を「応じる」に改める。

第13号様式注以外の部分中「身体障害」を「障害」に改め、同様式注2中「身体障害」を「障害」に、「該当等級」を「該当する障害等級」に改める。

第15号様式を削る。

第16号様式注以外の部分中「身体障害の現状報告書（傷病補償年金関係）」を「障害の現状報告書（傷病補償年金関係）」に、「とおり身体障害」を「とおり障害」に、「身体障害の等級」を「傷病等級」に、「身体障害の状況」を「障害の状況」に、「及び身体障害」を「及び障害」に改め、同様式注3中「身体障害」を「障害」に改め、同様式を第15号様式とする。

第17号様式注以外の部分中「身体障害の現状報告書（障害補償年金関係）」を「障害の現状報告書（障害補償年金関係）」に、「とおり身体障害」を「とおり障害」に、「治ゆ年月日」を「治癒年月日」に、「身体障害の等級」を「障害等級」に、「身体障害の状況」を「障害の状況」に改め、

※ 医 師 の 証 明	身体障害の種類
	身体障害の現状
	身体障害の今後の見込み
	上記の事項は、事実と相違ないことを証明します。  年 月 日  所在地  医療機関 名称  医師の氏名 <span style="float: right;">㊞</span>

を削り、同様式注2注「報告者は、※印の欄には、記入しないでください。」を削り、同注3中「身体障害」を「障害」に改め、同様式を第16号様式とする。

第18号様式注以外の部分及び注3(2)中「身体障害」を「障害」に改め、同様式を第17号様式とする。

第19号様式を第18号様式とし、第20号様式を削る。

第21号様式注以外の部分中「次の」の右に「傷病特別支給金及び」を加え、「身体障害の等級」を「傷病等級」に改め、同様式を第19号様式とする。

第22号様式注2(5)中「身体障害」を「障害」に改め、同様式を第20号様式とする。

第23号様式注以外の部分中「身体障害の等級」を「傷病等級又は障害等級」に改め、同様式を第21号様式とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第19条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行うべき事由が生じた福祉事業について適用し、施行日前に行うべき事由が生じた福祉事業については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第21条の規定は、平成18年4月1日以後の期間に係る奨学援護金について適用し、同日前の期間に係る奨学援護金については、なお従前の例による。
- 4 改正後の規則第21条の9の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた遺族特別援護金について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた遺族特別援護金については、なお従前の例による。

(総務局人事部給与課)